



上南部保育所と南部幼稚園のおともだち

合併の期日は平成16年10月1日

新町名は**み****な****べ****町**で確認されました。

Contents

専門委員会の報告	2
合併協議会の動き	3~5
合併協議会でこんな意見がでました	6~8

「みなべ町」

わかりやすく 使いやすく 優しい印象

新町の名称に関する専門委員会 立田圭一郎委員長より、第5回新町の名称に関する専門委員会（五月十三日開催）での協議内容並びに新町の名称の最終選定案についての報告がありました。



協議会に報告する立田委員長

最終選定案

新町の名称

「みなべ町」

選定理由

- ・「みなべ」の名称は、南部町と南部川村の両町村名に含まれた呼称であり、本地域を総称した呼び名である。
- ・「みなべ」の名称は、新町の名称に関する住民アンケートの集計結果で、回答数の35.4%と最多の回答数である。
- ・「みなべ」の名称は、南部町と呼称が同じであるが、ひらがなにすることにより新しい名前となり、新たなスタートによる両町村住民の一体感を醸成できるとの。

- ・「みなべ」の名称は、わかりやすく、使いやすく、優しい印象を与え、初めての人にも理解されることから、地域の知名度を高め、産業・観光振興への寄与が望める。

付記として

漢字の「南部」について

「南部」の名称は、奈良時代734年の木簡に「紀伊国日高郡南部郷」の文字が見られ、又1240年の高野山文書には紀伊国の「南部莊園」という名称が見られることから、長い歴史の中で継承されてきた名称です。当地域の地名等においても「南部平野」「南部梅林」「南部川」「南部湾」「南部谷」等数多く使用され、自治体においても「南部町」「南部川村」として、その文字が選定されています。

この意味からも、私達は表意文字である漢字の「南部」の名称を、何らかの形で次世代へ引き継ぐ義務があることから、新町においても、歴史ある名称への配慮を望むものです。

第5回新町の名称に関する専門委員会

五月十三日（火）午後一時三十分から南部町役場2階研修室において、第5回新町の名称に関する専門委員会（立田圭一郎委員長）が開催されました。

立田委員長は会議の冒頭、できれば本日の会議で候補を選定したいとあいさつをされ、協議が始まりました。

- ・「南部」「みなべ」のどちらにも尊重すべき理由がある。苦悩の選択となるが、南部町と南部川村は当初から「仲よし合併」であることを念頭において、総合的に判断してほしい。

- ・選定にあたっては、必ずしもアンケートの多い方にならないとしているが、その場合はそれなりの理由が必要である。

- ・アンケート結果に重みはあると思うが、回答率の低さを考えると、住民には「どちらでもよい」という人が多いと思う。選定はこの専門委員会に任されていると考える。

- ・アンケートを重視すべきである。合併において住民が

参加できるのは、名称の選定ぐらいいで、もう一度漢字・ひらがなに絞ったアンケートを検討する価値があるのではないが。

- ・南部川村合併研究会では、新町名称の選定は合併協議会の皆さんに任ずるとの決定がされている。
- ・ある新聞報道で、南部町と南部川村が対立しているような印象を与えた。「南部町は漢字」「南部川村はひらがな」を主張しているのではない。このことが、合併という大きな目標の障害とならないようにしなければならぬ。
- ・合併する以上、気持ちよい合併としたい。ところが現実には、漢字かひらがなかという話になっている。笑って合併するには、この機会にひらがなにすべきではないか。
- ・ひらがなを主張される方々の意見は、名前だけのことではないように思います。円満な合併には、気配りも必要ではないか。
- ・住民感情はわからないわけではありませぬ。純粹に名称の持つ意味等を考えたら漢字だと思っが、そのこと

でわだかまりがあるのであれば仕方がないかなと思います。

- ・円満合併への配慮で良いと思います。ひらがなにすれば、新しい名前になり、新しい町であるとの認識が生まれると思います。
- ・750年前の紀伊国の南部莊園から続く歴史的な意味を持ち漢字を主張します。しかし、この専門委員会で決まったことには喜んで進めていきます。

以上のような意見が出され、新町の名称の最終確認はあくまでも協議会であるが、専門委員会の責任として新町名称案を絞り込む。合意形成の方法としては、円満な合併である趣旨から、挙手採決や投票等は行わず、委員の意思表明に対するお互いの理解のもとに選定するとされ、専門委員会としての最終選定案は、ひらがなの「みなべ町」で合意確認されました。又、漢字の「南部」については、その意見の方々にご理解、ご納得いただける趣旨の報告も入れることが確認されました。

の動き

会 五月十五日(木) 午後一時三十分から、南部川村保健福祉センター 2階 プララホールにおいて第5回合併協議会が開催されました。

議 山田会長あいさつの後、前回まで協議会議長を務められていた玉井尚

協 委員(南部町)が今回委員を交代されましたので、協議会規約の規定(両町村協議議員の互選)により、南部町の井上光博委員が、議長に就任されました。

併

合

協議された内容

報告事項

報告第11号
委員の変更について
(旧委員)
南部町 2号委員
南部町 2号委員
(新委員)
南部町 2号委員
南部町 2号委員
(協議議員) 玉井 尚
南部町 2号委員



- (協議議員) 宮崎常二
- (協議議員) 井上光博
- 南部町 4号委員
- 南部町 2号委員
- (学識経験者) 永井俊子
- (協議議員) 山中邦夫
- (学識経験者) 中本エミ子
- 南部町 2号委員
- 南部川村 4号委員
- (協議議員) 山本エミ子
- (学識経験者) 中本エミ子

第5回合併協議会

議案事項

(協議・確認)

協議第3号の4

新町の名称について

(継続協議)

専門委員会からの報告を受けて、新町の名称は「みなべ町」とすることで確認されました。

協議第19号

農林水産関係事業の取扱いについて

- ・農業(農林業) 振興協議会について
- ・農業(農林業) 振興協議会については、新町において新たに設置する。
- ・農業者、議会議員、学識経験者等で構成され、農林業の総合的な振興を図るために設置された協議会です。

- ・農業関係団体について
- ・農業関係団体への支援及び補助については、新町において調整する。

梅の里村づくり塾(南部町)、梅の里源蔵塾(南部川村)等が該当します。

農業の生産性の向上や構造の改善を目的として実施する事業です。

- ・梅振興事業等については、梅振興事業については、新町において引き続き実施する。
- ・梅振興団体への補助金、組織については新町において調整する。
- ・梅振興団体：紀州梅の会、紀州梅干しPR推進委員会、南部郷梅対策協議会、梅生育不良特別対策部会、市町村つめ対策協議会等が該当します。

- ・災害復旧事業(受益者負担金関係)について
- ・農地災害及び農業施設災害復旧事業分担金については、南部町の例により調整する。
- ・受益者負担金については、農業施設(用排水路、農業用道路等)災害は公共性があるため行政負担とし、農地災害については補助限度額以外は受益者負担となります。

- ・土地改良事業(受益者負担金関係)について
- ・土地改良事業のうち、継続事業については現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新町において調整する。

- ・林業関係団体について
- ・林業関係団体補助については、新町において調整する。
- ・南部川村森林組合等が該当します。(南部町森林組合は、平成十二年三月に解散)

- ・両町村で負担率に大きな差はありませんが、運用面も含め受益者負担の取扱いについては、新町の財政に大きな負担となることも考えられることから、合併後の全体予算が大きく増加しないように調整します。

- ・漁業関係団体補助について
- ・漁業関係団体補助については、新町において調整する。
- ・南部町漁業協同組合、南部川漁業協同組合が該当します。

以上のように確認されました。

- ・土地改良事業…農地開発、かんがい施設、農業用道路等

- ・農工観光関係事業の取扱いに

ついて

・商工関係団体について

商工関係団体補助については、新町において調整する。南部町商工会、南部川村商工会が該当します。

商工会の合併を前提として、行政側としても指導しつつ、一本化、適正化を促進します。

・商工関係まちづくり団体について

商工関係まちづくり団体支援については、新町において調整する。

いきいきタウンマイみなべ推進まちづくり塾が該当します。

他業種との交流の推進を図るだけでなく、必要に応じて他業種のまちづくりを考える団体との一本化も念頭におき推進を図ります。

・観光関係団体について

観光関係団体補助については、新町において調整する。

観光協会については、新町において1つの観光協会をつくり、事業活動や観光振興を図ります。事務局のあり方については、新町において検討

します。

以上のように確認されました。

協議第21号

建設関係事業の取扱いについて

・都市計画区域について

都市計画区域については、現行のとおり引継ぎ、新町において調整する。

現在、都市計画区域を設定していない南部川村区域においても今後のまちづくりの中で、新町において都市計画区域の拡大を含めた見直しを検討します。

・公営住宅について

住宅家賃については、南部町の例により調整する。

公営住宅は現在、南部町に193戸、南部川村には16戸あります。家賃については応能応益家賃に統一します。

尚、南部川村で家賃が高くなる住宅については、一定期間経過措置後に一元化します。

応能応益制度：入居者の収入と、住宅の規模や利便性によって家賃を決定する制度

以上のように確認されました。



南部都市計画区域（南部町大字堺～大字山内の一部）772ha

**提
案**

協議第22号

新町まちづくり計画（素案）
（その一）について

協議第23号

使用料・手数料等の取扱いに
ついて

協議第24号

環境衛生関係事業の取扱いに
ついて

協議第25号

上水道・簡易水道関係事業の
取扱いについて

協議第26号

下水道・集落排水関係事業の
取扱いについて

（追加提案）

協議第2号の1

合併の期日について

合併の期日は、平成十六年
十月一日とすることで確認
されました。

第5回 協議会で こんな意見が でました

協議第19号の1

農林水産関係事業の取扱いについて

災害復旧事業についてもう少し詳しい説明をお願いします。

又、森林組合の合併については、どのような方向になっていますか。

小谷事務局長

農地等が災害を被った場合の復旧事業ですが、面積当たりの金額が決まっております。それをオーバーする災害につきましては、両町村とも受益者負担を頂

いておりました。変わってくるのが、補助対象額、この災害であればいくらかと金額がはじかれます。それについて、補助金が1/2です。激甚災害に指定をされ

ますと、それが80%に上がります。そこから、補助金アップの申請をすることになり、過去の平均で行くと大体95%くらいの補助率になっています。ですから、南部町はその差額の約5%をお支払い頂くと、南部川村はその分を村が持つておりました。しかし、個人の財産を守る意味があり、又法律の基準にも則りますと、やはり受益者負担をして頂くのが順当ではなからうかということ、そのような調整をさせて頂きました。

森林組合の合併ですが、現在の所これといった情報は入手しておりません。以前からの話では、南部町の森林組合と南部川村の森林組合の合併の話は何回か県から聞いたことはあります。しかし、平成十二年三月に南部町森林組合は解散しておりますので、合併の話というよりも、南部川村森林組合の範囲が広がることは

あるかと思いますが、合併の話は今のところ聞いてございません。

激甚災害：国民経済に著しい影響を及ぼす災害であつて、その災害による町村負担額を緩和し、又は被災者に対する特別な助成を行うことが必要と認められる災害であり、災害対策基本法に規定されています。

漁協の合併について報告したいと思えます。現在、日高郡に11の漁協があります。



南部町漁協と堺漁港

今年の2月に県漁連主導のもとに、県、各市町村の担当課長、各漁協から参事・組合長で、色々話をした結果、具体的な作業はありますが、とりあえず合併については「異議なし」ということで、合併協議会ができました。

県としては、県下で平成十九年を目途に、最終的に5つの漁協にしていくという方針です。日高郡においては、平成十七年を目途に合併しようということでもまりました。

日高郡の各町村の漁協との合併ですから、色々と難

しい面も出てくるかと思いますが、その都度報告なりさせて頂いて、皆さん方のご支援をお願いしたいと思います。

協議第20号

商工観光関係事業の取扱いについて

商工会の合併についてですが、商工会は必ず合併しなければならないということです。合併となると役員会や総会で諮っていく必要がありますし、できるだけ前向きに考えていきたいと思えます。

南部町の場合は、次の総会で承認されれば、合併に向けて研究会のようなものを立ち上げて、合併するかしないかを含めて議論し、それから協議会の設置になると思えます。ちなみに和歌山県の商工会連合会では、広域合併を打ち出しており、それも含めて考えていきたいと思えます。

それから、現在、商工会は大変な現状にあります。商業・工業・観光、この3つの柱からなっておりますが、全てに厳しい状況が続いて



みなべ中央通り商店街

おります。工業においては、公共事業がこれから益々減ってくるでしょうし、建築も大型ハウスメーカーの進出により、大変な状況になってくるのではと懸念しています。観光にしても、高速度路の開通によって大きく変わってくるのではないかなと思います。

特に商業、商店街については大型店の進出によって従来の商店街が大変な状況にあります。かといって、これから益々高齢化が進んでいく中で、商店街がなくなれば良いというものではありません。もちろん個人ががんばることが必要ですが、それには限りがあります。

商店街というのは、そこでものを売っているというだけではありません。街の安全や安心に大きく寄与していると思います。例えば、南部町の商店街は、ほとんどが通学道路になっていて、子供たちが安心して学校に通い、何かあったときには商店に逃げ込んだりとか、駆け込み寺的な要素があるのではないかなと思います。車に乗れない方は、昔ながらの商店街を頼りにしていますので、大型店ばかりに頼るわけにもいきません。

私達は、この合併を機会に、商業・工業・観光がどうあるべきかを考え、新町に提案していきたいと考えます。是非お願いしたいのは新町において、商工観光課の課を作って頂きまして、商業の発展を考えていきたいと思っています。

山崎副会長
同一業種が一緒になるということよりも、異業種の皆さんが一緒になって色々協議をすることの方が、本来大事なことだと思います。合併するかしないかということじゃなしに、合併することということを前提にしてそのことを協議の中心にして話をさせて頂きたい。

一緒にするのが前提なんです。ここで商工会の合併を打ち出すわけにはいきません。そこはちゃんと手順を踏んで、決めていきたいと思えますので、南部川村商工会の三役さんとは一緒になるうということに進んでいきますが、今はそういうことでとどめさせて頂きたいと思います。

案していきたいと考えます。是非お願いしたいのは新町において、商工観光課の課を作って頂きまして、商業の発展を考えていきたいと思っています。

南部川村の議員さんは、農業関係の方が多いと思います。南部町には商業・工業・漁業もありますので、その点の配慮を是非お願いしたいと思っています。農業も、商業も、漁業も発展することですが、最も大事なことでと思います。地産地消という言葉があります。地元がなるべく栄えるようお互い協力しようという申し合わせというか、そういうふうな意識を持って頂けたらと思います。

協議第21号
建設関係事業の取扱いについて
都市計画区域について
一番問題になるのは、現在の南部町と南部川村との境界付近。そこで問題が生じてこないか心配します。そういう意味からすると、拡大ということにはなりにくいかわからないし、縮小からならぬ。そのことを意識しながら見直しをすることが必要でないかなと思います。

協議第22号
新町まちづくり計画（素案）
（その一）について
南部川村さんには、海に面した水産業はございません。幾分漁業に対する考え方も違うだろうと思います。新町になった場合、漁業というものを十分認識して頂いて、格段のご配慮をお願いしたいと思います。

ですが、それを育てていくという感覚を皆さんにお持ち頂きたい。人間は、何か一人のために役に立つことが、それぞれの立場であるのじゃないかと思えます。その力を出すための支援を、新町において特により推進して頂きたいと思えます。

協議第23号

使用料・手数料の取扱いについて

何もかも合併したら高くなるようなので、住民票等の手数料が南部町が二〇〇円で南部川村が一五〇円なんです、せめてこれぐらい3年間は一五〇円でいくと、いわゆる経過措置、そういうことを考えてみてはいかがでしょうか。

山崎副会長

一五〇円にしたら良いとかということじゃなしに、全体的に見て何を低いところに持つていくか、何を高いところではなく常識的な線に持つていくか、こういう判断をして頂いたらどうかと思えます。

合併の期日について

新町の名称の専門委員の皆さんには、大変お世話を頂いてよつやく「みなべ町」という名前が出来ました。「庁舎の位置」「議員定数」は、既に決まっております。あとは、「合併の期日」だと思います。マスコミにおいて「平成十六年十月の合併を目標に」と書かれ、我々もそついつうふうな形で来ましたが、合併協議会も約半年経っておりますし、山田会長の冒頭のあいさつで、本日の協議会で合併期日を決定してはどうかと申されていたと思えますので、「合併の期日」を本日決めて欲しいと思えます。(委員からの意見の後、事務局より 協議第2号の1 合併の期日について が追加提案され確認されました。)

山崎副会長

提案に異論はありませんが、平成十六年十月一日と想定すると、どういう段取りで進めて行かなければならないかというスケジュール的なものを是非明らかにして頂きたい。

次回の協議会の時に、事務局より資料として作業スケジュールを提案します。

南部町・南部川村合併協議会のホームページを更新しました。合併までのカウントダウンや、合併協議会で話し合われた内容など合併に関する情報が満載です。是非一度ご覧下さい。

新しい町名 南部郷

和歌山県 南部町・南部川村合併協議会

新しい町の名稱
みなべ町

合併の期日：平成16年10月1日
あと497日



南部町・南部川村は、長い歴史の中で共有の文化を持ち、日常生活や経済活動など、非常に密接な関係を築きながら歩み続けてきました。そこで、両町村合併への取り組みとして、南部郷が「1」つになら、物の生産をはじめ「生活環境」「産業振興」「健康福祉」の全てにおいて「1」番を目指す両町村合併に向けた取組みのスローガンを『南部郷1(ワン)』とし、これから住民の皆様と一緒に、地域の発展に向けて同方向が必要、みんなで考えたいと思います。

お知らせ
① 第5回南部町・南部川村合併協議会
(平成15年9月16日開催)
日時：7月19日
場所：南部町役場 3階大会議室

- 合併まちづくりに関するアンケート結果(PDFファイル)
- 新町名共に関する住民アンケート結果
- 「鳥の目で見よう」空から見た南部郷
- ごきげん 3つお
- マンガで知る合併

- 南部町・南部川村について
概要紹介…併のまち、南部郷
見聞…人口・財政状況など
ランキンダー…豊かでくらしやすいまち
- 合併協議会設置の経緯
協議会設置までの経過
- 合併にあたって
あいさつ…町長、村長より
両町村会費が渡められている見聞
新町誕生までの流れ
合併に関する調査報告書
- 協議会だより
協議会だより第6号をアップしました。
- 協議会会議資料・会議録
第5回会議資料をアップしました。New
- 関連リンク集

南部町・南部川村合併協議会事務局
和歌山県日高郡南部町大字265-1
TEL: 0739-84-3180 (代)
FAX: 0739-72-4187
info@gappei-minabe.go.jp